11月15日(日)

福島県議会議員一般選挙および浪江町長選挙の投票日です

11月15日は、福島県議会議員一般選挙および浪江町長選挙の投票日です。

この選挙は、私たちの意見や要望の声を県政や町政に反映させるための代表者を選ぶ大切な選挙です。

自分の意志と主張で、私たちの代表に最もふさわしい方を選びましょう。

選挙に関する問い合わせ　問 浪江町選挙管理委員会　TEL 0243(62)0128

投票できる方

次の要件に当てはまり、浪江町の選挙人名簿に登録されている方です。

- 日本国民である方
- 満20歳以上の方（平成7年11月16日までに生まれた方）
- 平成27年8月4日までに浪江町に転入届を提出し、引き続き浪江町の住民基本台帳に登録されている方

【転出された方について】

平成27年7月4日以降に浪江町から転出された方は、次にご注意ください。

■県議会議員一般選挙の場合

平成27年7月4日以降に県内の他の市町村に転出された方で転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない方は、県内1回の異動に限り、浪江町が設置する投票所で投票することができます。

この場合は、全国いずれかの市区町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」（無料）または新住所地の市町村が発行する「住民票の写し」（有料）が必要になります。詳しくは選挙管理委員会にお問い合わせください。なお、投票する前に県外に転出された方は、投票できません。

■浪江町長選挙の場合

投票する前に浪江町から転出された方は、投票できません。

投票日当日の投票所および投票時間

場所	住所	時間
浪江町役場二本松事務所１階会議室	二本松市北トロミ573	7時～19時
笹谷東部仮設住宅東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	7時～18時
あつまっぺ交流館	福島市方木田字谷地13-7	
恵向仮設住宅集会所	本宮市荒井字恵向121-6	
コスモスふれあいセンター	郡山市七ツ池町26-20	
なみえ交流館１階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3	7時～17時
八方内仮設住宅集会所	南相馬市原町区大木戸字八方内106	
桑折駅前仮設住宅第３集会所	伊達郡桑折町字東段30	

※各投票所で投票できる時間が異なりますのでご注意ください。

期日前投票制度をご利用ください

投票日に用事があり、投票所に来られない方は、期日前投票ができます。手続きは簡単で、不在になる理由を宣誓書に記載するだけです。

投票所入場券を持参のうえ、次のいずれかの投票所にお越しください。どの投票所でも投票することができます。

※各期日前投票所で受付期間・時間が異なりますのでご注意ください。

場所	住所	期間	時間
浪江町役場二本松事務所１階会議室	二本松市北トロミ573	11月6日(金)～14日(土)	8時30分～20時
笹谷東部仮設住宅東集会所	福島市笹谷字片目清水36-4	11月13日(金)～14日(土)	9時～18時
あつまっぺ交流館	福島市方木田字谷地13-7		
恵向仮設住宅集会所	本宮市荒井字恵向121-6		
コスモスふれあいセンター	郡山市七ツ池町26-20		
なみえ交流館１階	いわき市常磐上矢田町叶作13-3		
八方内仮設住宅集会所	南相馬市原町区大木戸字八方内106		

選挙のお知らせについて

選挙のお知らせは、10月23日頃までに届くように発送する予定です。届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

投票所入場券は「はがき」です

投票所または期日前投票所で投票される際は、投票所入場券をお持ちください。受付がスムーズに済みます。11月5日までに届くように有権者一人ひとりに発送する予定です。なお、入場券を紛失した、入場券がない（届かない）、入場券を持たずに投票所に来た場合でも本人確認をしたうえで投票できますので、投票所の受付に申し出てください。

【注意】

- 投票所入場券は、不在者投票の請求をされた方にも送付されます。
- 投票所入場券では不在者投票はできませんのでご注意ください。

選挙公報について

選挙公報は、11月13日までに届くように発送する予定です。届かない場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、「双葉郡選挙区の県議会議員一般選挙選挙公報」は県選挙管理委員会ホームページ、「浪江町長選挙選挙公報」は町選挙管理委員会ホームページにも掲載する予定です。

郵便転送サービスのお知らせ

避難先を変更された方は、郵便局に転居届を出すことによって、変更前の避難先住所宛てに送付された郵便物が、現在の避難先に転送されます。転送期間は1年間ですので、すでに転居届を済ませている方は、転送期間を確認のうえ、期間に空白ができないよう再度転居届をしてください。詳しくは最寄りの郵便局にお問い合わせください。

巡回バスを運行します

- **14日(土)　期日前投票　午前1本**
  仮設住宅と期日前投票所を結ぶ巡回バスを運行
- **15日(日)　投票日　午前1本**
  仮設住宅と投票所を結ぶ巡回バスを運行
- **15日(日)　投票日　午前1本**
  県南地方および会津地方と投票所を結ぶ巡回バスを運行

※詳しい時間・運行ルートは、「選挙のお知らせ」に同封される巡回バスの運行表、または町選挙管理委員会ホームページをご覧ください。

開票所

- **二本松市岩代支所（二本松市小浜字北月山27）**
- **20時開票開始**

開票を参観される方は、係員の指示に従い、所定の場所で参観してください。

※駐車場に限りがありますので、参観を希望される方はなるべく乗り合わせてお越しください。

滞在地（避難先）での不在者投票

避難などで遠方へ行かれている方は、滞在地（避難先）の市区町村で不在者投票をすることができます。

■不在者投票のできる期間　11月6日(金)～11月14日(土)

■時間・場所　滞在地（避難先）の市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

請求・投票の流れ

①投票用紙等を請求する

※請求は11月6日以前でもできますのでお早めに。

「選挙のお知らせ」に同封されている「請求書兼宣誓書」に必要事項を記入し、「浪江町選挙管理委員会行」返信用封筒に入れて、郵送してください。

☞注意

- 期日前投票をされる方は、請求の必要はありません。
- メールやFAXでの請求はできません。
- 請求書は町ホームページからもダウンロードできます。
- 不在者投票の投票用紙等の発送は11月6日からです。

②投票用紙等を受け取る

郵送されてきたレターパック（投票用紙、投票用封筒（内封筒と外封筒）、不在者投票証明書）を受け取ってください。

☞注意

- 不在者投票証明書が入った封筒は絶対に開封しないでください。
- 自宅等で投票用紙に記載しないでください。

投票ができなくなります

③滞在地（避難先）の市区町村で投票する

受け取った封筒一式（レターパック）を持参して、滞在地（避難先）の市区町村選挙管理委員会で投票してください。

☞注意

- 滞在地（避難先）の市区町村から浪江町に投票済の投票用紙を郵送する必要があるため、余裕を持った早めの投票をお願いします。
- 不在者投票の投票用紙等の交付を受けた後に、「当日投票」または「期日前投票」をする場合は、投票用紙等を返還しないと投票することができませんので、必ず受け取った封筒一式（レターパック）を持参してください。

指定病院等での不在者投票

都道府県の選挙管理委員会が指定した病院・老人ホーム等に入院（所）されている方で、投票日当日投票所へ行くことができない方は、入院先等で不在者投票ができます。詳しくは病院・施設等の管理者にお問い合わせください。

障がいのある方などの郵便等による不在者投票

身体等に次のような障がいのある方などは、郵便等で不在者投票ができる制度があります。また、特定の方は代理記載をすることができます。詳しくは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

- **身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、障がいの程度が所定の条件に該当する方**
- **介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」と認定されている方**

この制度を利用する場合は、「郵便等投票証明書」が必要となりますので、事前に証明書の交付を受けてください。

なお、郵便等投票証明書には有効期限がありますので、すでに交付を受けていて有効期限が切れている方は、早めに更新してください。